

たき火に注意

たき火による火災が発生！

鴻巣市・桶川市・北本市において、たき火が原因となった火災が令和元年と令和2年の2年間で**21件**発生しています。

また、火災には至らなかったものの、焼却により消防隊が出動したものが令和元年と令和2年の2年間で**133件**ありました。

たき火は火災予防条例で規制されています！

たき火については埼玉県央広域事務組合火災予防条例第25条で規制されています。次の点に注意しましょう。

- ・燃えやすいものの近くで行わない。
- ・消火器や水バケツなど消火の準備をする。
- ・風の強い日や乾燥しているときはやめる。
- ・完全に火が消えるまではその場から離れない。



また、同第45条で火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為は**あらかじめ消防署への届出**をすることが定められています。

この届出は事前に焼却行為を把握することで誤報等避けるためのものであり、届出を受理することによって焼却行為を許可するものではありません。

届出があっても通報があれば消防隊が確認に行くことがあります。



※野外焼却については、
埼玉県生活環境保全条例で規制されています。

この記事の問い合わせ

埼玉県央広域消防本部予防課

048-597-2004